



MODEL United Nations

A/C.2/76/DR.2

United Nations General Assembly

配布: 一般
2022年3月23日
言語: 日本語

国連総会

議題: どこでもドアの実用化に向けた国際ルール作り

スポンサー国: Australia, Germany, Singapore, South Africa, Turkey, United Arab Emirates, United Kingdom, United States

国連総会は、以下を決議する。

1. どこでもドアの所有に関して、政府のみが所有することを前提におき、政府が許可した民間企業に限り使用を許可することを各国政府に以下のことを要求する
 - a. どこでもドアは二国間で合意した場合にのみ利用できるものとする
 - b. 出発地および目的地は各国政府が指定した場所にする
 - c. 国内のどこでもドアの出発地および目的地の位置に関して情報を公表する
 - d. 外国人労働者数の制限
2. どこでもドアの実用化に伴い、犯罪の増加、治安悪化、感染症の流行を懸念し、各国に以下のことを要求する
 - a. 不法入国、逃亡、密輸、テロを目的とした利用の禁止を各国政府を通して利用者に課すよう求める
 - b. 既存する両国間の出入国ルールを継続する
 - i. 労働者の滞在期間は日帰りに限る
 - ii. ビザの有無
 - c. 最新のテクノロジーを駆使したセンサーに以下の審査を委ね、条件を満たしていない場合は入国できないように各国が入国の管理を行う
 - i. 渡航目的および滞在场所に関する書類、パスポート、ビザ（必要な場合）の審査
 - ii. 身体検査および手荷物検査
 - iii. 不法入国者および密輸の取り締まり
 - iv. 感染症への疑いがある者への渡航および入国禁止
 - v. 入国者への検疫強化
 - d. どこでもドアを利用した犯罪には、一般的なケースよりも厳罰化する規定を設ける
3. すべての国において、どこでもドアの利用を可能とするため、設置に対する支援が可能な国に対し、各国は支援要請国との協議によって合意された条件付きの財政支援および技術支援を以下の項目を踏まえた上で要請する
4. すべての人が雇用機会を得るためにどこでもドアを利用できるようにするために、各国政府に対し各国企業にどこでもドアの利用料は労働者の所得に応じて企業が負担するよう呼びかけるように求める
5. 非正規移民が流入しないよう、正規移民のみが入国できるよう、どこでもドアに人数制限等の機能を搭載する
6. どこでもドアの産業において、公正かつ自由な競争を促進するため各国に対し、一国での独占製造および販売の禁止を要請する